

## 違法駐車取締り活動方針

平成18年4月27日策定

古川警察署においては、下記の路線、地域を重点に駐車取締り活動を推進する。

ただし、違法駐車の状態、駐車苦情、交通事故の発生状況等を踏まえ、その他の場所においても必要に応じて違法駐車の手締りを行う。

### 重点路線

重点  
路線

県道古川・佐沼線  
(古川市三日町交差点～国道108号古川北町交差点の間)

国道108号線  
(国道108号古川北町交差点～国道108号新幹線古川駅東側  
入口交差点の間)

県道古川・松山線  
(十日町交差点～国道108号古川駅入口交差点の間)

市道いちょう通線  
(国道108号古川駅前大通交差点～いちょう通幸町交差点の間)

### 重点地域

重点  
地域

駅前大通商店街周辺(駅前大通1～6丁目)

台町商店街、北町、東町周辺

三日町商店街周辺(三日町1～2丁目)

七日町商店街、十日町商店街及びその周辺

宮城県古川警察署